

## 事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領

制 定	平成21年 3月 4日	20総合第1699号
一部改正	平成21年 4月17日	21総合第 112号
一部改正	平成21年 7月10日	21総食第 356号
一部改正	平成21年 8月18日	21総合第 826号

### 第1 趣旨

今般、事故米穀の不正規流通等の影響で、事故米穀と知らずに購入した事業者は、製品の回収や売上の減少等により苦しい経営を余儀なくされているところである。

こうした事業者の経営に支障が生じないよう、製品の回収・廃棄等に係る経費等への助成、一時的な売上減少に対する助成、運転資金の借入を行った場合の金利の助成を内容とする経営支援等を行い、当該事業者の経営の安定等に資するものとする。

### 第2 事業の実施主体

本事業の事業実施主体は、本件の影響を受けた事業者の事業に係る関係団体を構成員とする事故米穀経営支援協議会(以下「協議会」という。)とする。

### 第3 経営支援の対象者及び対象製品

- 1 本事業の経営支援の対象者(以下「経営支援対象者」という。)は、次の(1)から(4)の要件のすべてを満たす事業者とする。ただし、(1)のイに該当する事業者のうち事故米穀(米粉を含む。以下同じ。)の仕入れを行っていない者については(2)及び(3)の要件を、(1)のオに該当する者については(2)から(4)の要件を、(1)のカに該当する者については(3)の要件を要しない。

(1) 次のいずれかに該当する事業者であること

ア 国又は地方公共団体(食品衛生関係部局)が事故米穀の流通に係る買受事業者として公表した事業者

イ 国又は地方公共団体(食品衛生関係部局)が事故米穀の流通に係る買受事業者として公表した後、事故米穀が流通していないこと等が判明したことにより、公表が取り下げられた事業者

ウ 農林水産省が「事故米穀影響事業者緊急経営支援事業について」(平成20年10月31日公表)を公表するまでの間に事業者自らが事故米穀の流通に係る買受事業者として公表を行った事業者

エ アからウまでに掲げるもののほか、事故米穀の流通に係る買受事業者として公表を行った事業者のうち、農林水産省総合食料局長(以下「総合食料局長」という。)が本事業の対象者として適当と認めた者

オ 事故米穀買受事業者に、債権者として、事故米穀買受事業者に代わって製

品の回収・廃棄等経費（第4の1の（1）に定める事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業又は第4の1の（4）の事業において助成対象となる経費をいう。）を負担した者（以下「回収・廃棄等債権者」という。）があり、回収・廃棄等債権者の事故米穀買受事業者に対する当該経費に係る債権（以下「回収・廃棄等債権」という。）が十全に保全される前に事故米穀買受事業者が民事再生手続、破産手続その他の倒産手続に入り、回収・廃棄等債権者が当該手続に参加している場合であって、次の要件を満たす回収・廃棄等債権者

（ア）事故米穀買受事業者に代わって、回収・廃棄等（回収・廃棄等経費を生ぜしめる行為をいう。）を行った者であって、これを行う際に法令の規定及び法令の規定に基づく処分を遵守していること

（イ）交付金の交付後に、保険金、賠償金、倒産手続における配当金その他の経営支援事業以外の要因により、回収・廃棄等経費に係る補填がなされた場合には、補填金額分を協議会又は国に返還することを約定すること

カ 国から買い受けた米穀（平成21年2月19日までに国が販売した米穀に限る。）に食品安全上の問題があり、そのため、国から当該米穀を利用した製品等の廃棄要請（廃棄要請自体が公表されたものに限る。）を受けた事業者

なお、当該事業者に対して、経営支援を行う際は、第3の2から第19までの規定は適用せず、別途総合食料局長が定める規程によるものとする。

（2）事故米穀と知らずに、これを仕入れ、加工し、又は販売した事業者であること

（3）国が、不正事業者（食用とすることができない事故米穀を食用であると偽って販売等を行った者など民法に基づく損害賠償義務を負う者をいい、当該者が法人である場合には当該法人の役員を含む。）に対する損害賠償請求権を協議会を通じて引き継ぐとともに、当該不正事業者に対する請求を行うことについて承諾すること

（4）米穀等の製造又は販売に関し、法令の規定又は法令の規定に基づく処分に違反する事実が認められた者でないこと

2 経営支援対象者が取り扱う次に掲げるもの（以下「対象製品」という。）について、経営支援事業の対象とする。

（1）事故米穀又はこれを原料とした製品

（2）事故米穀又はこれを原料とした製品を取り扱った事業者として公表されたこと（事業者自らが公表を行った場合を含む。）により、販売の減少や返品が増加がみられた製品（原則として食品に関するものをいい、サービスを含む。）

#### 第4 事業の内容

1 協議会は、事故米穀影響事業者緊急経営支援基金（以下「支援基金」という。）を設置し、次に掲げる事業を行うものとする。

( 1 ) 事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業

協議会は、経営支援対象者に対し、経営支援対象者が対象製品の回収又は廃棄等を行った際にかかる運送代、廃棄処理経費、当該廃棄製品の製造原価、倉庫費用その他社会通念上事故米穀に起因して必要となった掛増経費(別表1の経費の欄に掲げるものであって、初めて事故米穀の流通に係る買受事業者として公表を行った日(事業者自らが公表を行った日を含む。以下「事業者公表日」という。)から六月間に要した経費に限る(ただし、第5に規定する中央委員会又は地方委員会が必要と認める場合はこの限りでない。))について助成するものとする。

( 2 ) 事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業

協議会は、経営支援対象者に対し、事業者公表日又は事業者公表日の属する月若しくはその翌月の初日から六月以内における対象製品に係る売上総利益の減少相当額であって、次に定める算定式により算定した額について助成するものとする。

算定式： $(a - b) - (A - B)$

A：対象製品に係る事業者公表日又は事業者公表日の属する月若しくはその翌月の初日から起算して六月を経過する日までの期間以内の期間(以下「算定期間」という。)における売上高

B：対象製品に係る算定期間における売上原価

a：対象製品に係る過去三年の算定期間に相当する期間における売上高の三年平均額

b：対象製品に係る過去三年の算定期間に相当する期間における売上原価の三年平均額

ただし、上記の算定式による算定が困難な小規模事業者については、算定期間における売上高の減少額から売上原価の減少額に準じた額を控除した額として、他の適切な方法により算定された額について助成するものとする。

また、上記の算定式では売上総利益の減少の影響を適切に評価できないと認められる事業者については、売上総利益の減少相当額として、他の適切な方法により算定された額について助成するものとする。

( 3 ) 事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業

協議会は、経営支援対象者のうち(1)若しくは(2)の事業の対象者又は対象製品の売上が減少していると認められる事業者に対し、当該事業者が事業者公表日から六月以内に経営安定のために金融機関から総額で4億8千万円を上限とする運転資金の借入れを行った場合に支払った利息(一年分の金利について無利子まで引き下げるのに必要な額又は2.45%を引き下げるのに必要な額のいずれか低い額に相当する額に限る。)について助成するものとする。

( 4 ) ( 1 ) 又は ( 2 ) の事業に係る交付金の交付を受けた事業者のうち別途総合食料局長が定める者について、別途総合食料局長が定めるところにより、助成するものとする。

2 経営支援対象者は、1の(1)から(4)の事業に対して申請することができ

る。ただし、第3の1の(1)のオに該当する者については、(1)又は(4)の事業に対してのみ申請することができる。

- 3 第1項の(1)、(2)又は(4)に掲げる事業に係る助成の対象となる経費のうち、交付金の交付前にその全部又は一部が、保険金、賠償金その他の経営支援事業以外の要因により補填された場合には、補填金額分を交付金の算定額から除外するものとする。また、交付金の交付後に保険金、賠償金、倒産手続による配当金その他の経営支援事業以外の要因により補填された場合には、協議会又は国は、当該補填を受けた経営支援対象者に対して、補填金額分の返還を命ずるものとする。

## 第5 第三者委員会

- 1 総合食料局長は別に定めるところにより、農林水産省本省に事故米穀に係る第三者中央委員会(以下「中央委員会」という。)を、別表2の申請書類の提出先に掲げる地方農政局(以下「特定地方農政局」という。)に事故米穀に係る第三者地方委員会(以下「地方委員会」という。)をそれぞれ置く。
- 2 中央委員会及び地方委員会の委員の選定については、総合食料局長又は特定地方農政局長がそれぞれ別に定めるところによるものとする。
- 3 中央委員会及び地方委員会は、経営支援対象者に対し、当該事業の実施に関して必要な資料の提出又は報告を求めることができるものとする。
- 4 中央委員会及び地方委員会は、申請書類の確認に当たって必要な場合は、現地調査を行うことができるものとする。

## 第6 確認申請書等の提出

- 1 経営支援対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、(1)及び(2)の書類を経営支援対象者の都府県を管轄する地方農政事務所長(地方農政局の所在する府県にあっては地方農政局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。)へ提出するものとする。ただし、第3の1の(1)のイに該当する者については、(1)の書類のみを提出するものとし、第3の1の(1)のオに該当する者については、(1)及び(3)の書類を提出するものとする。また、この場合、地方農政事務所長等は提出された書類を確認の上、速やかに特定地方農政局長へ送付するものとする。
  - (1) 別記様式第1号による確認申請書及び添付書類
  - (2) 第3の1の(2)に掲げる要件に係る別記様式第2 - 号による申立書及び添付書類(初回申請時のみ)
  - (3) 第3の1の(1)のオに掲げる要件に係る別記様式第2 - 号による誓約書(初回申請時のみ)
- 2 経営支援対象者は、申請に当たっては分割申請を行うことができる。この場合、申請期間は月を単位とする。
- 3 特定地方農政局長は、1の書類の送付を受けたときは、その提出資料を確認の上、遅滞なく地方委員会に提出しなければならない。

4 経営支援対象者は、1の(1)に掲げる確認申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業者に係る部分については、この限りでない。

5 経営支援対象者は、1の確認申請書の申請に当たって第4の1の(1)又は(2)に掲げる事業については平成21年7月31日まで、第4の1の(3)に掲げる事業については平成22年5月31日までに提出するものとする。

## 第7 地方委員会の確認

1 地方委員会は、第6の1により提出された書類について、総合食料局長が別に定めるマニュアルに基づき、その正確性、妥当性等について確認を行い、その内容が適正であると認められる場合は、別記様式第3号により確認結果を特定地方農政局長に報告するものとする。この場合、特定地方農政局長は、当該結果を総合食料局長へ通知するとともに、地方農政事務所長等を通じて経営支援対象者に通知するものとする。

2 地方委員会は、前項の確認に当たり、確認後の額が申請額に満たないと見込まれる場合は、経営支援対象者の意見を聴取した上で、確認を行い、特定地方農政局長へ報告するものとする。

3 地方委員会は、確認に係る判断に疑義のある場合は、別記様式第4号により当該事案について理由を付して特定地方農政局長に提出するものとし、特定地方農政局長は総合食料局長を通じてこれを中央委員会へ提出するものとする。

## 第8 中央委員会の確認

1 中央委員会は、第7の3に係る事案の提出を受けたときは、当該事案に係る確認を行い、別記様式第5号によりその結果を総合食料局長へ報告するものとする。

2 中央委員会は、前項の確認に当たり、確認後の額が申請額に満たないと見込まれる場合は、経営支援対象者の意見を聴取した上で、確認を行い、総合食料局長へ報告するものとする。

3 総合食料局長は、前2項の報告を受けたときは、当該結果を特定地方農政局長へ送付し、特定地方農政局長は、地方農政事務所等を通じて経営支援対象者に通知するものとする。

## 第9 不服申立て

1 経営支援対象者は、第7の1の確認結果に不服があるときは、別記様式第6

号を地方農政事務所長等に提出することにより、総合食料局長に対し、不服申立てをすることができる。この場合、総合食料局長は、速やかに当該事案を中央委員会へ提出するものとする。

- 2 中央委員会は、前項により提出された事案について確認の上、その結果を別記様式第7号により総合食料局長に報告するものとする。
- 3 総合食料局長は、前項の報告を受けたときは、当該結果を特定地方農政局長及び地方農政事務所長等を通じて経営支援対象者に通知するものとする。

#### 第10 確認申請手続の免除

- 1 事故米穀影響事業者緊急経営支援事業仮確認実施要領(平成20年11月25日付け20総合第1504号農林水産事務次官依命通知。以下「仮確認要領」という。)に基づく仮確認申請を行い、仮確認要領第6の1、第7の3又は第8の3の通知を受けた者は、本要領第6に規定する確認申請手続を免除するものとする。
- 2 前項の規定により、申請手続の免除を受けた者については、第7又は第8に規定する中央委員会又は地方委員会の確認を受けたものとみなす。

#### 第11 交付金の交付

- 1 経営支援対象者は、第7の1、第8の3若しくは第9の3の通知又は仮確認要領第6の1、第7の3若しくは第8の3の通知を受けたときは、交付金交付申請書及び第3の1の(3)に掲げる要件に係る承諾書兼委任状を作成し、協議会に提出するものとする。ただし、第3の1の(1)のイ及びオに該当する事業者については、この限りでない。
- 2 総合食料局長は、第7から第9までの規定による中央委員会又は地方委員会の確認の結果算定された交付金の額を別記様式第8号により協議会に通知するものとし、協議会は、当該通知を踏まえ、前項により提出された交付金交付申請書が適当と認められる場合には、経営支援対象者に対し交付決定を通知するとともに交付金を交付するものとする。
- 3 前2項に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、協議会がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	様式番号
事故米穀影響事業者経営支援交付金交付申請書	別記様式第9号
承諾書兼委任状	別記様式第10号
事故米穀影響事業者経営支援交付金交付決定通知書	別記様式第11号

- 4 第6の4ただし書により交付の申請をした経営支援対象者は、最終の交付申請が終了した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕

入りに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第12号により速やかに協議会に報告するとともに、これを返還しなければならない。

## 第12 協議会の業務

1 協議会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第4の1に掲げる事業の実施

(2) 第4の1に掲げる事業の終了後に、経営支援対象者に対して行う事故米穀に係る経営状況調査等

(3) 第4の1に掲げる事業の交付に必要な事務

2 協議会は、第4の1に掲げる事業の実施に当たっては、業務方法書を作成し、総合食料局長の承認を受けるものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

## 第13 区分経理

協議会は、第12の1の(1)に係る経理と第12の1の(2)及び(3)に係る経理とを区分し、整理するものとする。

## 第14 国の助成

国は、予算の範囲内において、協議会に対し、協議会が第4の1に掲げる事業を行うのに要する経費について交付金を交付し、また、当該事業を推進するための経費について補助するものとする。

## 第15 交付決定の留保及び取消し並びに交付金の返還

1 国は、中央委員会又は地方委員会における確認(仮確認要領に基づく仮確認を含む。)後に、当該確認に係る事実関係に疑義が生じた場合は、本事業に係る協議会の交付決定を留保させるものとする。

2 協議会は、経営支援対象者への交付金交付後に、事故米穀であることを知りながらこれを取り扱っていた事業者であったこと等が明らかとなった場合は、その者に対して交付決定を取り消し、その交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

3 協議会は、2により交付決定を取り消した場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 国は、協議会が解散等により前3項の業務を行うことができない場合は、直接、交付金の返還命令又は加算金若しくは延滞金の徴収を行うことができる。この場合、協議会が経営支援対象者に有する交付金返納金債権は、国が継承するものとする。

6 前2項の規定は、第4の3及び第11の4の規定による保険金等相当額及び消費税相当額の返還について準用する。

#### 第16 支援基金の管理

- 1 協議会は、金融機関への普通預金により支援基金に属する資金を管理するものとする。
- 2 支援基金の果実は、第4の1に掲げる事業に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- 3 国は、協議会が第4の1に掲げる事業を行わなくなった場合において、支援基金に残余があるときは、第14の交付金に相当する部分を国に納付すべきことを命ずるものとする。

#### 第17 支援基金の終期

支援基金の終期は、平成22年7月31日とする。

#### 第18 損害賠償請求権の国への引継

- 1 協議会は、第11の2により経営支援対象者（第3の1の(1)のイ及びオに該当する事業者を除く。）に対し交付金を交付したときは、ただちに、別記様式第13号により、当該経営支援対象者が損害賠償請求権を有する不正事業者に対し、第11の1により提出のあった承諾書兼委任状に基づき当該損害賠償請求権を引き継ぐ旨の通知を、確定日付のある証書をもって行わなければならない。
- 2 協議会は、1により不正事業者に対する損害賠償請求権を引き継いだときは、ただちに、当該損害賠償請求権を国に譲渡するとともに、別記様式第13号により、当該不正事業者に対し、その旨の通知を、確定日付のある証書をもって行わなければならない。

#### 第19 不正事業者に対する求償

国は、第18の2により譲り受けた不正事業者に対する損害賠償請求権に基づき、別記様式第14号により、不正事業者に対し支払を求めるものとする。

#### 第20 その他

本事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、総合食料局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附則

この要領の施行に伴い仮確認要領は廃止する。ただし、仮確認要領の別記様式により地方農政事務所長等に提出された仮確認申請書類(この要領の施行日までに仮確認要領に基づき提出された仮確認申請書類であって、仮確認要領第6の1、第7の3又は第8の3の通知を受けていないものを含む。)については、本要領に基づく申請書類とみなし取り扱うものとする。



別表1 (第4の1(1)関係)

区 分	項 目	経 費
事故米穀対象 製品廃棄等経 費助成事業費	(1) 回収に係る経費	
	運送費	運送業者に委託した場合の経費
		社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等
		一般消費者等から着払いで送付されてきた製品の送料
	倉庫保管料及び倉庫の入出庫料	回収した当該製品の保管に当たって、倉庫業者へ委託した場合の保管料及び入出庫料
	回収のための社告費	社告の掲載等に要した経費
	(2) 廃棄に係る経費	
	廃棄費	産業廃棄物処理業者に委託した場合の経費
		通常の一般ゴミで廃棄した場合の経費
		リサイクル業者に引き取ってもらった場合の経費
	運送費	運送業者に委託した場合の経費
		社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等
	(3) 廃棄した製品の製造原価	最終的に廃棄した製品の製造原価
	(4) その他掛増経費	
	人件費・旅費等経費	回収・廃棄のために要した社員の時間外勤務及び休日出勤並びに非常勤職員の雇用に係る経費
回収・廃棄のために要した出張・宿泊費用		
自主検査費	取引相手先への信頼のために自主検査した費用	
その他掛増経費	事故米穀に起因して必要となった掛増経費と認められるもの	

別表 2

事業者の所在都府県	申請書類の提出先
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局長
新潟県、富山県、石川県、福井県、	北陸農政局長
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局長
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局長
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局長
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局長

平成 年度事故米穀影響事業者緊急経営支援事業確認申請書(第 回)

年 月 日

農政局長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第6の1(1)の規定により、下記のとおり確認申請書を提出する。  
 なお、当該事業が実施された場合において、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付相当額の損害賠償請求権を最終的に国が引き継ぎ、不正事業者(食用とすることができない事故米穀を食用であると偽って販売等を行った者など民法に基づく損害賠償義務を負う者をいい、当該者が法人である場合には当該法人の役員を含む。)への請求を行うことを了解するものとする。  
 実施要領第3の1(1)イに規定する者のうち事故米穀の仕入れを行っていない者については( )書を要しない。

記

第1 総括表

区 分	既決定額(円)	今回申請額(円)	合計
事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費 (A)			
事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費(B)			
事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費 (C)			
計			

対象となる製品等		対象製品の名称
対象	事故米穀又はこれを原料とした製品	
対象	関連被害製品	

別紙様式1を添付  
 関連被害製品とは、実施要領第3の2の(2)に掲げるものをいう。

第2 事業別内容

事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費

1. 今回の申請期間( 申請期間は月単位で申請のこと)		
始 期	平成	年 月 日
終 期	平成	年 月 日
2. 対象となる経費の内訳		
区 分	申請額(円)	備 考
合 計	A+イ+ウ+I-オ (A)	
(1)回収(返品を含む。)に係る経費	A	
運送費		
倉庫保管料及び倉庫の入出庫料		
回収のための社告費		
(2)廃棄に係る経費	I	
廃棄費		
運送費		
(3)廃棄した製品の製造原価額	ウ	
(4)その他掛増経費	I	
人件費・旅費等経費		
自主検査費		
その他掛増経費		
(5)回収・廃棄等に係る補填金額	オ	

別紙様式2及び別紙様式5を添付

事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費

今回の申請期間( 申請期間は月単位で申請のこと)	
始 期	平成 年 月 日
終 期	平成 年 月 日
申 請 額 (円)	(B)

別紙様式3を添付

事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費

	申請額(円)	備 考
合 計	(C)	

別紙様式4を添付

**関連被害製品(事故米穀を取り扱った業者として公表されたことにより販売の減少や返品が増加が  
みられた製品)**

製品名	被害の状況等				備考
	売上減少額	回収・返品の数	処理状況	その他	

- 注) 1 製品名には、個々の製品名(商品名)を記入することを基本とするが、商品数(アイテム数)が多いなど特別な理由がある場合は、「和菓子」、「洋菓子」、「焼酎」、「清酒」、「あられ」などの種類ごとにまとめて記入しても差し支えない。
- 2 被害の状況等には、関連被害製品の状況(売上減少の額、回収・返品の数、処理状況(廃棄、再利用等)等)をできるだけ詳しく記入する。
- 3 食品以外の場合は、売上減少の額など、その影響に関して具体的に記入する。

別紙様式2

**事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費**

[今回の申請期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日]

**【回収に係る経費】**

**ア 回収(返品を含む。)数量等の把握**

番号	製品名	数量	回収先	回収期間	回収方法	備考
計						

- 注) 1 製品名は、別紙様式1と同様に記入する。  
 2 数量の単位は、回収された形態(個数、本数など)で記入する。  
 3 回収先は、社名等を記入する。  
 4 回収した期間は、その期間の始期及び終期の月日を記入する。  
 5 回収方法は、運送会社に委託したのか、自社での回収か記入する。

**イ 運送費**

**(ア)運送業者に委託した場合の経費**

番号	運送月日	委託金額	備考
計			

- 注) 1 運送月日は、運送業者からの請求書等に記載された月日を記入する。  
 2 委託金額は、運送会社からの請求書等の金額を記入する。  
 3 確認書類は、発地や着地が分かる書類等を添付する。  
 4 なお、回収・廃棄等債権者にあつては、下記(イ)及び(ウ)の様式は用いず、運送費のすべてを(ア)に記入するものとする。

**(イ)社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等**

番号	運送月日	回収先		燃料代	高速料金等	備考
		発地	着地			
計						
対象経費(原則2分の1の金額を記入。専ら回収に使用した場合は計の金額を記入)						

- 注) 1 当該費用は、燃料代及び高速料金等の領収書(請求書)が保管されているものだけを計上する。  
 2 運送月日は、回収を行った日を記入する。  
 3 回収先は、発地及び着地を市町村名まで記入する。  
 4 対象となる経費は、原則2分の1とする。ただし、専ら回収に使用した場合はそれが分かる書類を添付する。

**(ウ)一般消費者等から着払いで送付されてきた製品の送料**

番号	送付期間	支払金額	備考
計			

**運送費合計額**

( ~ の合計額)

--

- 注) 1 消費者から直接送付されてきた場合は、その金額記入する。  
 2 送り状毎に記入する。

**ウ 倉庫保管料及び倉庫の入出庫料**

回収した当該製品の保管に当たって、倉庫業者へ委託した場合の保管料及び入出庫料

番号	契約月日	倉庫業者名	契約金額	保管期間	備考
				～	
計					

**エ 回収のための社告費**

社告の掲載等に要した経費

番号	請負業者名	支払月日	支払額	備考
計				

- 注) 請負業者名は、社告等の作成を外部に発注した場合は、その業者名を記入する。また、それを新聞等に掲載した場合は、その社名を記入する(新聞他社と一括して記入してもよい。)

**【廃棄に係る経費】**

**ア 廃棄数量等の把握**

製品名	廃棄数量

- 注) 1 製品名は、別紙様式1と同様に記入する。  
 2 製造台帳がある場合は、その廃棄に係る払い出しにより確認できる書類を添付する。  
 3 製造台帳がない場合は、一定期間の回収数量と製造数量を合計したのから、出荷数量と製品在庫の増加分を控除して算出した数量を基礎とした関係書類を添付する。  
 4 酒類など製品の廃棄に関し、特別な書類がある場合は、その書類を添付する。  
 5 上記のほか、産業廃棄物管理票等で製品が廃棄した数量が確認できる書類を添付する。  
 6 数量の単位は、廃棄した際の単位で記入する。

**イ 廃棄費**

番号	引取月日	廃棄方法(業者名)	廃棄数量	経費	備考
計					

- 注) 1 廃棄方法は、産業廃棄物処理業者への委託、引取手数料が発生する一般事業系ゴミ等の別に記入する。  
 2 回収・廃棄等債権者にとっては、引き取月日は廃棄年月日、廃棄方法は廃棄物の種類(廃酸など)を記入する。

**ウ 運送費**

(ア) 運送業者に委託した場合の経費

番号	運送月日	運送区間		委託金額	備考
		発地	着地		
計					

- 注) 1 廃棄のために運送業者に委託した場合は、日別に記入する。  
 2 運送区間は、運送した発地及び着地の住所(市町村名まで)を記入する。  
 3 委託金額は、運送会社に対して支払った額を記入する。なお、回収・廃棄等債権者にとっては下記(イ)の様式は用いず、運送費のすべてを(ア)に記入するものとする。

(イ) 社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等

番号	運送月日	運送区間		燃料代	高速料金等	備考
		発地	着地			
計						

- 注) 1 廃棄のために社用車を使用した場合は、1か月単位で記入する。  
 2 運送区間は、運送した発地及び着地の住所(市町村名まで)を記入する。  
 3 燃料代、高速料金等は、それぞれの実費について記入する。

**運送費合計額**

( ~ の合計額)

--

**【廃棄した製品の製造原価】**

最終的に廃棄した製品の製造原価 (製造原価 = 原材料費 + 労務費 + 経費)

番号	製品名	製造原価単価				廃棄数量	製造原価 ( × )
		原材料費	労務費	経費	計 ( + + )		
計							

- 注) 1 それぞれの事業者において算出される製品ごとに製造原価(その内訳を含む)を記入し、その内容を確認できる書類を添付する。  
 2 廃棄数量は、アの数量を使用する。

**【その他掛増経費】**

**ア 人件費・旅費等経費**

(ア)人件費

回収・廃棄等のために要した社員の時間外勤務及び休日出勤並びに非常勤職員の雇用に係る経費

番号	社員		非常勤職員		備考
	残業代	休日給与	雇用日数	雇用代金	
計					

注) 勤務体系やタイムカードなどの管理簿により、実績を確認した上で、公表前後の変化等により事故米穀を取り扱ったことによる影響で増加した人件費の額を確認できる書類を添付する。

(イ)旅費等

回収・廃棄等のために要した出張・宿泊費用

番号	出張期間	用務先	宿泊日数	出張等費用	備考	人件費・旅費等 経費合計額 ( ~ の合計額)
計						

注) 1 用務先欄には、出張相手先及びその住所(市町村名まで)を記入する。  
2 備考には、用務内容を記入する。

**イ 自主検査費**

番号	検査業者名	検査対象品目	支払額	備考
計				

注) 事故米穀の発生後、取引先等との信頼確保のために行った検査に要した費用を記入する。

**ウ その他掛増経費**

番号	内容	金額	備考
計			

注) 1 事故米穀に起因して必要となった掛増経費について、その内容と金額を記入する。  
2 公表前後の変化等の分かる資料を添付する。



**事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費の算定表**

[今回の申請期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日]

売上減少額の算定額の積算方法	金額(円)	備考
(1)対象製品の申請期間に係る売上高		
(2)対象製品の申請期間に係る売上原価		
(3)対象製品の過去三年の同一申請期間に係る売上高の三年平均		
(4)対象製品の過去三年の同一申請期間に係る売上原価の三年平均		
(5)売上減少に係る補填金額		
積算額 [( - )-( - )- ]		

注) 1 直近三年同期の平均売上総利益については、決算書類を添付する。

決算書類での売上原価ができない場合は、別紙様式2の[廃棄した製品の製造原価]の確認方法に準じた資料を添付する。

- 当期の売上総利益は、売上原価は直近三年同期の売上原価と同様の計算方法による。
- 対象製品ごとの売上総利益を算出することが困難な場合は、対象となる製品の全体について売上高及び売上総利益を算出することができる。
- 売上減少額の計算の特例として、直近三年同期の平均と当期の売上総利益を比較して算出することが原則とするが、申請者がその他の方法により申請した場合において、個々の事業者の事業の実情を踏まえ、当該方法において減少額を捉えることが適当と判断される場合は、当該方法の確認できる資料を添付する。
- 帳簿類から売上総利益等の算出が困難な小規模な事業者については、「売上高」から「売上原価のうち原材料費及び労務費に係る部分」を控除した額を売上総利益と見なすことができる。その場合は、それが分かる書類を添付する。
- 期間の特例として、公表日から六月の期間について売上総利益の算出が困難な場合には、公表日の属する月から六月間又は公表日の属する翌月から六月間を対象期間とすることができる。

**事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費**

助成対象額の算定方法			
(1)借入金融機関名			
(2)当該借入れの用途			
(3)借入金額			
(4)借入金利(年利率)			
(5)借入れの開始日			
借入れの終了日			
(6)今回申請する期間			
(7)申請額			

注) 1 (4)の借入金利欄には、金融機関との間で契約された借入金利(年利率)を記入する。

2 (7)の申請額欄には、今回申請する利子助成の額を記入する。この額は、(4)で記入した金利で計算された利子の額を無利子まで引き下げのに必要な額、又は2.45%引き下げのに必要な額のいずれか低い額になる。

3 利子助成の対象となる融資は、総額(すべての金融機関の合計)で4億8千万円のため、申請に当たってはその範囲内で記入する。

4 の事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費のみを申請する者は、対象製品の売上減少が確認できる資料を添付する。

**補助の対象外**

番号	補填金の支払元	補填金額	備考
計			

注) 1 補填金の支払元欄には、経営支援事業以外の要因により、助成対象経費が補填された場合の補填金の支払元を記入する。(例:保険会社名など)

2 確認申請書の提出を行う際には、補填が行われた事及び補填金額が分かる書類を添付するものとする。

3 交付金の交付後に補填が行われた場合、補填金額を記入するとともに、当該補填金額が分かる書類を添付して協議会に報告するものとする。

**事業者の概要**

事業者の概要に関する書類を添付する。

別記様式第 2 - 号 (第 6 の 1 ( 2 ) 関係)

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業の対象事業者に係る申立書

年 月 日

農政局長 殿  
事故米穀影響事業者  
緊急経営支援事業実施  
要領別表 2 により定め  
られた提出先地方農政  
局長

所在地  
事業者名  
代表者名  
印

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第 3 の 1 の ( 2 ) に掲げる要件について、  
下記の内容について申し立てます。

なお、地方農政事務所等が、事故米穀に関して調査した情報等を第三者委員会へ提供す  
ることに異議はありません。

記

本事業の申請に当たり、事故米穀とは知らずに、これを仕入れ、加工し、又は販売した  
こと

添付書類として「事故米穀の購入状況」を添付すること。

〔添付書類〕

## 事故米穀の購入状況

### 1 事故米穀の仕入先

仕入先業者名を記入

### 2 事故米穀及びこれら製品と品質等で類似している製品（以下「類似製品」という。）の取引状況

事故米穀について下記様式の太線枠に、製品ごとに取引状況を記入して下さい。  
の類似製品について取引状況を記入して下さい。

(1) 【 】

年月日	原材料	数量	仕入単価	その他条件	販売単価

(2) 【 】

年月日	原材料	数量	仕入単価	その他条件	販売単価

流通業者にあつては、販売価格も記入する。

### 3 事故米穀の仕入先との関係

〔 仕入先と、資本関係、役員の兼任関係等の特別な関係がある場合は、その旨を記入する。 〕

別記様式第2 - 号(第6の1(3)関係)

誓 約 書

事故米穀経営支援協議会

会 長 殿

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第3の1の(1)のオに関して、下記内容について相違ないことを、ここに誓約いたします。

記

- 1 事故米穀買受事業者である 〃 の債権者として、事故米穀買受事業者に代わって回収・廃棄等経費(事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業において助成対象となる経費をいう。)を負担している。
- 2 事故米穀買受事業者である 〃 に対する当該経費に係る債権(以下「回収・廃棄等債権」という。)が十全に保全される前に、事故米穀買受事業者が民事再生手続、破産手続その他の倒産手続に入り、当該手続に参加している。
- 3 現在、回収・廃棄等債権が十全に保全されていない。
- 4 交付金の交付後に、保険金、賠償金、倒産手続における配当金その他の経営支援事業以外の要因により、回収・廃棄等経費に係る補填がなされた場合には、補填金額分を協議会又は国に返還することとする。

平成 年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名

印

### 確認結果通知書

番 号  
年 月 日

(事業者名) } 殿  
総合食料局長

農政局長 印

平成 年 月 日付けで提出された確認申請書について、農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方委員会において、下記のとおり確認した旨報告があったので通知します。

記

農政局長 殿

農政局 事故米穀影響事業者  
緊急経営支援の円滑な実施のため  
の第三者地方委員会  
座 長 印

以下のとおり確認しましたので報告します。

申請日	平成 年 月 日	申請者	
			申請額 (円) 確認額 (円)
		事故米穀対象製品廃棄等 経費助成事業費	
		事故米穀影響事業者売上 総利益減少助成事業費	
		事故米穀影響事業者経営 支援利子助成事業費	
		合 計	

(備 考) 申請額と確認額に相違がある場合、その理由を記載し、別記様式第1号による確認申請書の写しに変更した部分を赤訂したものを添付すること。

別記様式第4号(第7の3関係)

## 確認依頼書

事故米穀影響事業者緊急経営支援の  
円滑な実施のための第三者中央委員会  
総合食料局長 } 殿

農政局長 印

このことについて、以下のとおり報告があったので通知します。

記

農政局長 殿

農政局 事故米穀影響事業者  
緊急経営支援の円滑な実施のため  
の第三者地方委員会  
座長 印

平成 年 月 日付けで提出された確認申請書について、以下の理由から第三者中央委員会における確認を求めます。

(理由)

(備考)確認申請書類等を添付すること

## 確認結果通知書

年 月 日

(事業者名) 殿

総合食料局長 印

平成 年 月 日付けで提出された確認申請書について、第三者中央委員会において、下記のとおり確認した旨報告があったので通知します。

記

総合食料局長 殿

事故米穀影響事業者緊急経営支援の  
円滑な実施のための第三者中央委員会  
座長 印

農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援事業の円滑な実施のための第三者地方委員会から求めのあった申請に係る確認について、本委員会で確認した結果を以下のとおり報告します。

申請日	平成 年 月 日	申請者		
		申請額 (円)	確認額 (円)	
事故米穀対象製品廃棄等 経費助成事業費				
事故米穀影響事業者売上 総利益減少助成事業費				
事故米穀影響事業者経営 支援利子助成事業費				
合 計				

(備 考) 申請額と確認額に相違がある場合、その理由を記載し、別記様式第1号による確認申請書の写しに変更した部分を赤訂したものを添付すること。

不 服 申 立 書

平成 年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名

事故米穀緊急経営支援事業実施要領第7の規定に基づく第三者地方委員会での確認結果について、以下のとおり不服を申し立てますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 不服申立ての対象となる経費

2 不服内容

3 2の理由及びその根拠



別記様式第7号(第9関係)

## 不服申立てに係る確認結果通知書

年 月 日

(事業者名) 殿

総合食料局長 印

平成 年 月 日付けで提出された不服申立てについて、第三者中央委員会において、下記のとおり確認した旨報告があったので通知します。

記

総合食料局長 殿

事故米穀影響事業者緊急経営支援の  
円滑な実施のための第三者中央委員会  
座長 印

以下のとおり確認しましたので報告します。

(確認結果)

申請日	平成 年 月 日	申請者		
		申請額 (円)	確認額 (円)	
事故米穀対象製品廃棄等 経費助成事業費				
事故米穀影響事業者売上 総利益減少助成事業費				
事故米穀影響事業者経営 支援利子助成事業費				
合 計				

(備 考) 申請額と確認額に相違がある場合、その理由を記載し、別記様式第1号による確認申請書の写しに変更した部分を赤訂したものを添付すること。

別記様式第8号(第11の2関係)

## 確認結果通知書

番 号  
年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

農林水産省総合食料局長 印

(第三者地方委員会における確認の場合)

平成 年 月 日付けで提出された確認申請書について、農政局事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者地方委員会において、別紙のとおり確認した旨報告がありましたので通知します。

(備考) 別紙として、別記様式第3号による確認結果通知書等を添付

(第三者中央委員会における確認の場合)

平成 年 月 日付けで提出された確認申請書について、事故米穀影響事業者緊急経営支援の円滑な実施のための第三者中央委員会において、別紙のとおり確認した旨報告がありましたので通知します。

(備考) 別紙として、別記様式第5号又は別記様式第7号による確認結果通知書等を添付

別記様式第9号(第11の1関係)

平成 年度事故米穀影響事業者経営支援交付金交付申請書 (兼実績報告書)

年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名

平成 年 月 日付けで、確認結果の通知があったので、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業  
実施要領第11の規定により、交付申請書を提出する。

(併せて精算額として交付金 円の交付を請求する。)  
最終の交付申請については( )書を追加すること

記

第1 総括表

区 分	既決定額(円)	今回申請額(円)	合計
事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費 (A)			
事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費(B)			
事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費 (C)			
計			

第2 受領の方法

金融機関名	銀行 金庫・組合			
支店名等	本店・支店 本所・支所	店番(ゆうちょ銀行 の場合のみ)		
預金種別	普通 当座			
口座番号				
(フリガナ) 口座名義	郵便番号		電話番号	

(備考) 次の ~ のいずれかの通知書の写しを添付すること  
別記様式第3号による確認結果通知書  
別記様式第5号による確認結果通知書  
別記様式第7号による不服申立に係る確認結果通知書

## 承諾書兼委任状

年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領第3の1の(3)に掲げる要件について、下記の内容について承諾します。

また、協議会から交付金の支払いがあったことを協議会が私に代わって不正事業者(食用とすることができない事故米穀を食用であると偽って販売等を行った者など民法に基づく損害賠償義務を負う者をいい、当該者が法人である場合には当該法人の役員を含む。)に通知する権限を授与します。

### 記

- 1 本事業による交付金を受けることにより、協議会が、当該交付金相当額に係る損害賠償請求権を引き継ぐこと
- 2 1により協議会が引き継いだ損害賠償請求権について、国が譲渡を受け、不正事業者に対して請求すること

平成 年度事故米穀影響事業者経営支援交付金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

所在地  
事故米穀経営支援協議会  
会長

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度事故米穀影響事業者経営支援交付金については、  
下記のとおり交付することを決定したので通知する。なお、額の確定の上は金 円を支出するものとする。

記

交付金の交付決定額は、金 円とする。

区 分	既決定額 (円)	今回交付決定額 (円)	合計
事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費			
事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費			
事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費			
計			

別記様式第12号(第11の4関係)

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった  
事故米穀影響事業者経営支援交付金について、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施  
要領第11の4の規定に基づき、下記のとおり報告する。 記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 交付金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                   | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額           | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2)                           | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第 13 号（第 18 の 1 及び 2 関係）

番 号  
年 月 日

所在地  
株式会社  
代表取締役 殿

所在地  
事故米穀経営支援協議会  
会長 印

貴社（及び貴殿）が、食用とすることができない事故米穀（米粉を含む。）を食用であると偽って販売等を行ったことにより損害を受けた善意の事業者に対して、本来貴社（及び貴殿）が支払うべき損害賠償額の一部に相当する額として、下記のとおり計 円支払いました。

この支払により、善意の事業者の有する損害賠償請求権を譲り受けましたので、通知いたします。

なお、当該善意の事業者から、添付のとおり、民法第 467 条第 1 項に基づく貴社（及び貴殿）に対する通知を事故米穀経営支援協議会が行うことについての委任を受けている旨を申し添えます。

併せて、事故米穀経営支援協議会は、善意の事業者から引き継いだ貴社（及び貴殿）に対する債権を国に譲渡いたしますので、民法第 467 条第 1 項に基づき、通知いたします。

記

善意の事業者の名称・氏名	支援額
株式会社	円
氏	円
...	...
合計	円

第11の1により提出のあった善意の事業者の承諾書兼委任状の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

所在地

株式会社

代表取締役 殿

農林水産大臣

印

貴社（及び貴殿）が、食用とすることができない事故米穀（米粉を含む。）を食用であると偽って販売等を行ったことにより損害を受けた善意の事業者に対して、本来貴社（及び貴殿）が支払うべき損害賠償額の一部に相当する額として、国の助成を受けた事故米穀経営支援協議会が下記のとおり計 円支払ったところである。

この支払により、事故米穀経営支援協議会が引き継いだ善意の事業者の有する損害賠償請求権について、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領（平成 21 年 月 日付け 20 総合第 号農林水産事務次官依命通知）第 18 の 2 に基づき、国が譲り受けたところである。

については、当該損害賠償請求権に基づく債務の履行を求めるので、別添の納入告知書により支払いいただきたい。

記

善意の事業者の名称・氏名	支援額
株式会社	円
氏	円
...	...
合計	円



「事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領」第4の1の(4)に基づき総合食料局長が定める規程について

制 定 平成21年 8月18日 21総合第 827号

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領(平成21年3月4日付け20総合第1699号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(4)に基づき、別紙のとおり定める。

(別紙)

## 第1 趣旨

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領(平成21年3月4日付け20総合第1699号農林水産事務次官依命通知。以下「事業実施要領」という。)第4の1の(4)に基づき、実施する助成については、本規程に定めるほか、事業実施要領によるものとする。

## 第2 経営支援対象者

事業実施要領第4の1の(4)の助成の対象者(以下「経営支援対象者」という。)は、1又は2のいずれかに該当する者とする。

- 1 事業実施要領第4の1の(1)に定める事業者公表日から六月を経過した日以降において、事業実施要領第3の2に定める対象製品の回収又は廃棄等を行った者
- 2 事業者公表日又は事業者公表日の属する月若しくはその翌月の初日から六月を経過した日以降において、第3の2で定める方法で算定した対象製品の一月ごとの売上総利益が過去三年の同月の平均と比較して下回っている者等

## 第3 事業の内容

事故米穀経営支援協議会(以下「協議会」という。)は、第2に定める経営支援対象者に対して次に掲げる事業を行うものとする。

### 1 事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業

協議会は、経営支援対象者のうち第2の1に該当する者に対し、経営支援対象者が対象製品の回収又は廃棄等を行った際にかかる経費(別表の経費の欄に掲げるものであって、事業実施要領第4の1の(1)に定める事業者公表日から六月を経過した日から六月以内に要した経費に限る。)について助成するものとする。

### 2 事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業

協議会は、経営支援対象者のうち第2の2に該当する者に対し、事業者公表日又は事業者公表日の属する月若しくはその翌月の初日から六月を経過した日から六月以内における対象製品に係る売上総利益の減少相当額であって、次に定める算定式により算定した一月ごとの額について助成するものとする。ただし、対象期間内に一月ごとの対象製品に係る売上総利益が過去三年同月の平均以上となった月以降は助成の対象としない。

算定式： $(a - b) - (A - B)$

A：対象製品に係る当該月における売上高

B：対象製品に係る当該月における売上原価

a：対象製品に係る過去三年の当該月における売上高の平均額

b：対象製品に係る過去三年の当該月における売上原価の平均額

ただし、上記の算定式による算定が困難な小規模事業者については、当該月における売上高の減少額から売上原価の減少額に準じた額を控除した額として、他

の適切な方法により算定された額について助成するものとする。

また、上記の算定式では売上総利益の減少の影響を適切に評価できないと認められる事業者については、売上総利益の減少相当額として、他の適切な方法により算定された額について助成するものとする。

#### 第4 確認申請書等の提出

- 1 経営支援対象者は、事業に係る確認申請書を申請するときは、事業実施要領第6に定めるもののほか、第2の1の事業に係る申請を行う者にとっては、別紙添付書類1を、第2の2の事業に係る申請を行う者にとっては、別紙添付書類2及び3を併せて提出するものとする。
- 2 経営支援対象者は、事業に係る確認申請書等を平成22年1月31日までに提出するものとする。

別表（第3の1関係）

区 分	項 目	経 費
事故米穀対象 製品廃棄等経 費助成事業費	(1) 回収に係る経費	
	運送費	運送業者に委託した場合の経費
		社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等
		一般消費者等から着払いで送付されてきた製品の送料
	倉庫保管料及び倉庫の入出庫料	回収した当該製品の保管に当たって、倉庫業者へ委託した場合の保管料及び入出庫料
	(2) 廃棄に係る経費	
	廃棄費	産業廃棄物処理業者に委託した場合の経費
		通常の一般ゴミで廃棄した場合の経費
		リサイクル業者に引き取ってもらった場合の経費
	運送費	運送業者に委託した場合の経費
		社用車を使用した場合の燃料代及び高速料金等
	(3) 廃棄した製品の製造原価	最終的に廃棄した製品の製造原価
	(4) その他掛増経費	回収・廃棄のために要した社員の時間外勤務及び休日出勤並びに非常勤職員の雇用に係る経費
回収・廃棄のために要した出張・宿泊費用		

[添付書類 1]

## 対象製品の回収数量の推移等

### 1. 対象製品の過去の回収数量の推移

	19年3月	19年4月	19年5月	19年6月	19年7月	19年8月
対象製品名						
対象製品名						

	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月	20年7月	20年8月
対象製品名						
対象製品名						

	21年3月	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月
対象製品名						
対象製品名						

- 注) 1 対象製品ごとに記入してください。  
2 単位は、回収された形態(個数、本数など)で記入してください。

### 2. 事業者公表日等から6ヶ月間経過した後も事故米の影響による回収・廃棄等が続いている理由等

(回収・廃棄等を減らすために取り組んでいることがあれば、併せて記入してください。)

回収先名	回収先の業種	回収数量	回収時期	回収の理由	回収・廃棄を減らすための方策

- 注) 1 回収先ごとに記入してください。  
2 回収数量の単位は、回収された形態(個数、本数など)で記入してください。  
3 回収の理由及び減らすための方策は具体的に記入してください。

[添付書類2]

## 売上回復に向けた取組の状況等

事業者公表日又は事業者公表日の属する月若しくはその翌月の初日から6月間における売上回復のために自社が実施した経営努力等の状況を記入してください。

### 1. 公表後、事故米の影響に伴う売上減少に対する経営努力の状況

実施時期	実施項目	実施状況	効果

- 注) 1 「実施状況」欄には、具体的にどのような内容を実施したかを記入してください。
- 2 「効果」欄には、効果があった場合はどのような効果( 割の売上回復など)を具体的に記入してください。効果が無かった場合はなぜ効果が出なかったのか理由等を記入してください。

### 2. 売上総利益が回復しない理由

回復しない項目	回復しない理由

- 注) 回復しない項目(勘定科目)ごとに記入してください。なお、項目(勘定科目)ごとに整理されていない中小零細事業者については、回復しない理由のみを記入してください。

### 3. 今後、予定している取組計画

実施時期	実施予定項目

- 注) 1 「実施時期」欄には、実施予定時期を記入してください。
- 2 「実施予定項目」欄には、今後の取組計画を記入してください。

[添付書類3]

## 売上総利益の推移

		平成18年				平成19年								
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												

		平成19年				平成20年								
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												

		平成20年				平成21年								
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												
製品名	売上高													
	売上原価													
	売上総利益	-												

- 注) 1 対象製品ごとに記入してください。なお、対象となる製品ごとの算出が困難な場合には、対象となる製品の全体について算出してください。  
 2 売上総利益等の記載に当たっては、既に第三者委員会において確認された同一の方法により算出してください。